

高鍋町告示第24号

平成27年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月29日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成27年6月5日(金)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
青木 善明君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
緒方 直樹君	永友 良和君

---

○6月9日に応招した議員

同上

---

○6月10日に応招した議員

同上

---

○6月12日に応招した議員

同上

---

○6月15日に応招した議員

同上

---

○6月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成27年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 常任委員会行政調査報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 随時監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
[高鍋町税条例等の一部改正について]
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
[高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 報告第1号 平成26年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第7 報告第2号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第8 報告第3号 平成26年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成27年度会計予算について
- 日程第9 報告第4号 平成26年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成27年度会計予算について
- 日程第10 議案第34号 高鍋町庁舎別館建設事業建築主体工事請負契約について
- 日程第11 議案第35号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第37号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 常任委員会行政調査報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告

(4) 随時監査結果報告

(5) 町長の政務報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）  
[高鍋町税条例等の一部改正について]

日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）  
[高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について]

日程第6 報告第1号 平成26年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について

日程第7 報告第2号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算について

日程第8 報告第3号 平成26年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成27年度会計予算について

日程第9 報告第4号 平成26年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成27年度会計予算について

日程第10 議案第34号 高鍋町庁舎別館建設事業建築主体工事請負契約について

日程第11 議案第35号 高鍋町介護保険条例の一部改正について

日程第12 議案第36号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第37号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君      事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君
産業振興課長	……………	川野 和成君	会計管理者兼会計課長	…	間 省二君
町民生活課長	……………	杉 英樹君	健康保険課長	……………	徳永 恵子君
福祉課長	……………	河野 辰己君	税務課長	……………	宮崎守一朗君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	中里 祐二君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

---

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成27年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成27年第2回定例議会が招集されたことによる、去る6月2日に第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会から日程説明など2名が参加して、議会運営委員会が開かれましたので御報告いたします。

今議会に提案されます案件は、専決処分を求めるものが2件、繰越明許金額確定による2件の報告を初め、高鍋衛生公社、めいりん温泉会計決算と予算などの報告4件、庁舎別館建設に伴う請負契約1件、条例改正1件、平成27年度一般会計補正予算、介護保険特別会計補正予算と合わせて10件と付議案件が少ないですが、一般質問者が13名で、議員比率からすると高く、議長の呼びかけに応え、議員学習会を行った結果とは思いますが、経過を見守りたいと考えます。

執行部から議案に対して説明が終了し、質疑を求めましたが、質疑はございませんでした。

日程については、11日には会計検査が入るため休会とすること、一般質問者の割り振りについては、4、5、4とすることなどを委員が一致して決めたところです。議案数としては少ないですが、専決、請負契約については、本日、質疑、討論、採決までとなります。日程についても意見がなかったことを加え、報告といたします。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、青木善明議員、10番、柏木忠典議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、常任委員会の行政調査報告を求めます。

まず、総務環境常任委員会の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） おはようございます。総務環境常任委員会の行政調査について報告いたします。

日程は、5月20日から21日の2日間。調査の目的は、地震の多い我が国にあって、いつ、どこで大地震に見舞われ、大災害に遭遇するか予知できません。そこで、過去の災害から学ぶべき教訓と将来への備えについて、地域住民が安心して暮らせるのかなど、調査してまいりました。

参加者は、総務環境常任委員5名、議会事務局長及び総務課課長補佐の7名でした。

20日の初日目、場所は、福岡県福岡市民防災センターです。

防災に関する知識及び技術の普及・向上並びに防災意識の高揚を図ることにより、安全で災害に強い都市づくりを推進し、市民福祉の増進に資することを目的に設置されております。

来館者数は平成4年1月19日開館から、平成27年3月31日までに260万7,669人、一日平均375人でありまして、最近では防災教育の一環として中学生はもとより、外国からの来場者がふえており、同種の施設では日本一を誇るとのことでありました。乗る、見る、知る、体験するという過程で、災害の怖さ、強風・豪雨の怖さ、とっさの火の消し方など、いろんな災害時の模擬体験を通して、もしものときの防災に関する知識や対処法を身につけることに全員が挑戦いたしました。

防災センター施設では、市内で発生するおそれのある災害を想定し、ゲーム感覚の中で体験訓練ができるコーナーも設置し、来館者のニーズに応えるようになっておりました。また、施設の利用は無料で、いろいろな体験ができるところに魅力を感じました。

次に行ったのは、福岡市災害救急指令センターであります。

最初は、福岡市消防局の情報指令部長の方に指令センターの概要をビデオで見せていただきました。災害救急指令センターの運用開始時期は平成5年4月に指令管制情報システ

ムが導入され、平成8年10月に画像伝送システム、平成12年7月にはヘリTV伝送システム、平成17年4月には指令管制情報システム更新、平成20年8月には携帯・IP電話発信地表示システム、平成23年3月には指令管制情報システム中間更新など、指令センター内の更新状況が逐次なされておりました。

指令管制員の勤務人員は15名の2部制であります。常時9名以上勤務しているとのことでした。

平成26年の業務概要では、災害等受け付け件数10万1,196件で、一日平均の119番受信件数は271件となっており、5分18秒に1件とのことでした。また、平成29年度からはシステム改修に基づいて福岡市とあわせて6市8町で共同運用されるとの説明がありました。

委員より、救急搬送のたらい回しはないのかとの質問に、病院との連携がうまくいっているので、3回目で断られることはないとの回答でした。

2日目は、マグニチュード7の地震で死者1人、重軽症者1,038人の被害を出した2005年3月20日の福岡県西方沖地震から10年が経過している玄界島に向け、福岡市営渡船で片道35分かけて行ってきました。この地域は地震空白地帯とされてきた玄界灘近海を震源として発生、この地震により日本のほとんどの地域において地震に警戒すべきという風潮が高まったと言われております。

ここでは福岡市住宅都市局都市づくり推進部地域計画課の3名の職員の方々と玄界島自治会長が来ていただき、いろいろと御説明していただきました。

最初はDVDを上映され、10年前の震災当時の玄界島の様子を見せていただきました。その後、事前の質問に対する回答及び説明がありました。

主な質問項目は5項目あり、地震発生時被害が大きかったにもかかわらず、亡くなられた方がゼロの要因はとの問いに、男性のほとんどが漁に出ていたこと、朝食も終わった時間でガスを使用していなかったこと、従前から深い近所づき合いがあり、どこの家にお年寄りがいるかをあらかじめみんなが知り得ていたこと、消防団員や婦人防火クラブが中心となって近所に声をかけ避難誘導を行うとともに、安否確認や行方不明者の救助などを行ったこと、以上の要因などにより、甚大な被害を受けたにもかかわらず、人的被害を最小限にとどめることができたことの説明がありました。

次に、地震発生以前の避難訓練の実施状況はとの問いに、玄界島には交番や消防署がなく、島民で組織された水上消防団のみであります。水上消防団は通常、海上における水難事故や船舶火災に対して活動を行う組織ですが、離島である玄界島においては、島内の防災活動もあわせて行っております。

水上消防団を含む島民のほとんどが漁師であるため、出漁中の防災活動は高齢者、女性、子供が主体となります。そこで、水上消防団の活動を補完するため女性で組織された婦人防火クラブや中学校全生徒による少年少女消防クラブが発足しております。これらの団体は定期的に消火器や消火ポンプの使い方の訓練などを行ったり、毎夕の島内放送で注意喚

起するなど、防災についての意識を日常から高めておりますとのことでした。

3点目の質問項目で、現在の避難訓練はどのようにとの問いに、福岡市では地震が発生した3月20日を市民防災の日として制定し、震災の経験を風化させることなく広く市民に防災・減災の意識を高めてもらうため、防災訓練や講演会、イベントなどを行っておるとのことです。

玄界島においては、平成18年から毎年3月20日に防災訓練を実施していること、平成27年3月20日には地震から10年目の節目ということもあり、島において避難訓練や搬送訓練、避難所運営訓練など大規模な防災訓練が実施されたそうです。

4点目の質問で、地震発生後3年で復興され、全員が帰島されたと伺っておりますがとの問いに、島民が斜面地の一体的整備を行政にお願いすることを早期に決めたこと、事業手法を小規模住宅改良事業としたこと、当時の復興対策検討委員会の御協力、これは行政のパートナーの働きをしたということで、意向把握、同意書の取りつけ、建物調査などです。島民の方々の一体となった事業への御理解、御協力があり、短い期間で事業を完了することができたと考えているとのことでした。

最後の5点目、復興後、島での生活環境等に何か変化がありましたかとの問いに、人口の減少で、震災前は700人、232世帯であったものが、現在496人、220世帯、これは平成27年3月末時点の数字であります。もう一つの変化は、地震の影響と思われる漁獲高の減とのことでした。

説明が終わり、島の一部を歩いて回ったのですが、震災前は集落内の道路がほぼ全て階段「がんぎだん」という独特なものであった道が、復興工事により車道が整備され、多くの道路で自動車の通行が可能な状態となっております。また、高低差50メートルの斜面地の移動のためにエレベーターも設置されており、実際そのエレベーターに乗って高低差50メートルの上に移動もしました。

玄界島の自治会長さんが言われた言葉が脳裏に焼きついております。それは、地震のおかげで島が生まれ変わり、立派な島になった、不幸中の幸いであったと。

前日にも私ども一行は、防災センターでも震災当時のパネル写真を見ておりましたが、実際に玄界島に降り立ったとき、本当にこの島で地震があったのかと思うほど、復興は見違えるほど変わっておりまして、大変驚きを隠せませんでした。昔からことわざに百聞は一見にしかずと言われております。現地に行き、実際に見て、聞いて、体験することがいかに大事で重要なことか身にしみる行政調査でありました。

以上で報告を終わります。

○議長（永友 良和） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。産業建設常任委員会の行政調査について御報告いたします。

日時は5月18日から20日までの3日間、委員4名、事務局1名と産業振興課長の合

計6名で愛媛県松山市、大分県臼杵市を訪問調査いたしました。

なお、臼杵市につきましては、事前に調査項目をお願いしてありましたので、主にそれに基づいての報告とさせていただきます。

まず、愛媛県松山市内にあります株式会社愛夢が開催いたしました気泡・磁化水・振動水付与農法の視察会について報告いたします。

株式会社愛夢は、2014年4月に設立され、社員数は4名で、事業内容は微細藻類ミドリムシの生産及び供給、気泡・磁化水農法による安全安心な農産物の生産と販売及びその生産システムの普及で、経営理念は、地球的な視点に立ち、人々の食と健康に貢献すること。ミッションは独自技術による安全安心な農水産物を高効率に生産し、人々の豊かな健康づくりの価値創造に挑戦するとの説明でありました。

視察会には、松山市議会議員、松山市産業経済部農林水産担当部長、その他関係者など、多数出席されました。

まず、実験農法をしているビニールハウス内を見学させていただき、トマトや野菜などが葉物栽培されていました。

その後、パワーポイントを使って、日本の食料自給率が低下した理由について、食生活の変化による自給可能な米の消費量が減少したこと、餌など原料の多くを輸入に依存している畜産物や油脂類の消費が増加したこと、国内生産が消費者ニーズなどに十分に対応できていないこと、農業者の高齢化や後継者不足による農家の減少、農業者人口の減少によるものとの説明でありました。

続いて、気泡・磁化水農法の特徴として、まず安全性については、減農薬にて栽培ができ、栽培者自身への健康被害がない、冬期栽培時は電気熱気を使用するので、暖房に火気を使用しなくて済む、農作機械を使用しないので事故のリスクがない、重労働や炎天下の作業がないので女性、高齢者による就労が可能。

2番目に、コストに関しては、通年栽培による冬期の光熱費が大幅に削減できる。つまり、重油を使用しないので熱風機（特許取得）による電気代のみで済む。また、従来の食物工場と比較して、安価で新設設備ができる。

3番目に、リスクに関しては、自家採取した種から無農薬での育苗が可能。気泡・磁化水のため、不測の事態に関係なく植えつけが容易にできる。

4つ定めている目標として、1つ、連作の障害はなく、通年栽培ができ、単位面積当たり大量収穫ができる。2つ、付加価値により相場に影響を受けない。3つ、用途別の機能性野菜が栽培可能で、栄養価のコントロールができる。4つ、近年懸念されている食料危機問題に対応できるなど、人間の生命維持の根幹である食を安定供給できる豊年満作農法であるとの説明でありました。

続いて、ミドリムシについての説明では、学術名はユーグレナと言い、鞭毛を持ち動き回ることができる。細胞壁がなく独自の成分パラミオンと体内に油脂成分を持ち、水中の有機物、機物を体内に取り込む特徴を持つ。ワカメや昆布と同じ藻の一種で、植物性と動

物性及び栄養素、ミネラル類、ビタミン類、アミノ酸類、不飽和脂肪酸など、その他50種類以上持ち合せている。人間の生命活動に必要な栄養素が全て含まれる完全栄養素として1970年代にはNASAも注目し、宇宙食の活用として研究されていた。また、食用としての活用だけではなく、飼料、肥料としての研究をしている。

これらのことから、ミドリムシの増殖技術は、特許権のある複数の装置を組み合わせ、独自の生産方式で増殖させている。また、磁化処理した水で増殖生産、独自技術により増殖する際に、菌やバクテリア等に捕食されない環境をつくることに成功したことで液体での加工が可能であり、そのため高い栄養素の効果が失われず、公的機関での検査の結果において、飲用も適する評価を得ているそうです。

私たちもその水を飲みましたが、特別な味覚はなく、普通に飲用することができました。まだ実験実証の段階ではありますが、今後いろいろな方面で反響を呼び、これからの需要が求められることを期待しております。

次に、大分県臼杵市の城下町まちづくりについて御報告いたします。

臼杵市は人口約3万9,000人で、国宝の臼杵石仏やしょうゆの醸造などで有名ですが、近年は城下町の町並みでも知られるようになりました。戦国時代にはキリシタン大名として活躍した大友宗麟のもと、南蛮貿易やキリスト教布教の中心であり、城下町特有の面影の中にどこか異国情緒を感じさせる町並みは歴史ロマンあふれる城下町で、名所・旧跡が数多くあり、まさしく歴史に彩られた町です。

早速資料に基づいて研修に入りました。臼杵市のまちづくりは、昔ながらの町並み景観を守ろうと歴史景観を守る会や、大分県建築士会臼杵支部、臼杵デザイン会議などの民間主導から始まり、昭和58年に第6回全国町並みゼミが臼杵市で開催され、これを契機に町並み保存の意識が高まり、昭和59年には日本観光資源保護財団日本ナショナルトラストとまちづくりグループにより町並み調査が行われました。

その調査結果をもって、町並み保存が検討され、昭和62年3月に臼杵市歴史環境保全条例を制定、平成3年には民間の景観を修復する事業に対し補助金を交付する保全事業を開始しております。

また、散策路の整備については、道路の石畳及び修復景観整備を行い、エリア別に国土交通省住宅局の街なみ環境整備事業、都市局の身近なまちづくり支援街路事業を取り入れ、平成16年度から25年度にかけては、まちづくり交付金事業を活用し、景観整備を行っている。そのほか商工部局で中心市街地活性化事業により商店街のアーケードを撤去し、平成12年から16年にかけて県の商業地域景観形成事業を活用し、歴史景観に調和した店舗改装を行っているとの説明でした。

また、町のど真ん中の利点を活用し、臼杵市観光交流プラザを生かしたまちづくりを進めております。臼杵市観光振興戦略プランの目指す姿はおもてなしの個人を磨き、おもてなしで個人をつなぎお客様をお迎えする。基本理念としては、おいしいがあふれる、もう一度と思わせる、丁寧な接客のできる、懐かしいにおいがする、親切な情報を発信する。

重点戦略として、臼杵らしいおもてなしの心を育てる、情報発信力の強化、体験交流による滞在型交流の推進、地域資源の魅力向上、広域観光交流の推進を掲げています。

また、町並み散策企画「うすきあるき」のマップ6コースを作成し、マップにはそれぞれの散策の距離、所要時間、消費カロリーが掲載されております。この「うすきあるき」とは、マップを片手に自分のペースで好奇心の赴くままにいろいろなところで立ちどまりながら臼杵の町歩きを楽しめるコースとなっております。

現地視察では、城下町臼杵を巡る定番コースの町歩きをしましたが、古い町並みを残し、生活と調和したまちづくりは歴史と文化の薫る城下町として脈々と動いていることを体感することができました。

愛媛県松山市内にある株式会社愛夢の気泡・磁化水・振動水付与農法と大分県臼杵市の城下町のまちづくりと観光施策の連携の行政調査を生かし、今後の高鍋町における行政改革の観点につなげ、さらに意識の高揚と向上心を持ってこの町の新しい発想と展開を目指すために努力していきたいと痛感いたしました。

以上で行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 次に、文教福祉常任委員会の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） おはようございます。文教福祉常任委員会の行政調査について報告いたします。

日時は5月19日と20日の2日間、委員5名、岩崎信や委員、柏木忠典委員、黒木正建委員、緒方直樹委員、私津曲牧子、事務局、矢野由香係長、健康保険課、徳永恵子課長の合計7名で愛知県の清須市、三重県のいなべ市を訪問し、調査いたしました。

まず、1日目の愛知県清須市は、3つの複合文化施設の指定管理者制度とその取り組みについて報告いたします。

名古屋市に隣接する清須市は、平成17年に3つの町と平成21年には1つの町が合併し、人口は約6万6,000人、戦国時代に織田信長の本拠地となった都市として有名で、清洲城模擬天守や大手橋周辺は当時の面影を想像できる町並みが残っていました。

清須市立図書館、清須市はるひ美術館、はるひ夢の森公園の3つの施設からなる「夢広場はるひ」は、それぞれの施設が連携し、生涯学習や文化活動を推進しています。

平成22年に旧保健施設を図書館に転用し、3つの施設を一括して指定管理者制度の導入を決定、一体的な管理運営により、施設の一体性が確保でき、図書館、美術館の連携した事業立案、実施が可能であり、また、清掃、警備、施設保守点検等の効率化による経費削減が図られています。

指定管理方式は、レベルの高い人材で運営可能であり、また民間の企画力の発揮により、市民サービスの向上が図られるとのことでした。

選定の経緯としては、指定管理者選定審議会においてプロポーザル方式による業者選定審査で、TRC・名古屋三越グループ共同事業体に決定したとの説明でした。

平成27年度から5年間の契約期間で、指定管理料のうち図書館委託料は年間約9,000万円となり、平成26年度図書館利用者数、約18万人、貸し出し人数、約4万6,000人、貸し出し冊数、約20万冊で、現在、図書館の蔵書数が約12万点となっています。指定管理者制度導入後は、利用者数、貸し出し人数とも増加の傾向にあるとのことでした。

続いて、指定管理業者から取り組みの説明があり、図書館見学の受け入れや中学校への図書の配本、子供が見やすい排架の工夫や児童サービスに特化したスタッフの育成、図書館を利用しない人へのアピールなどがあり、また、子供を対象とした具体的な取り組みでは、お気に入りの自分のぬいぐるみを図書館にお泊りさせるぬいぐるみお泊まり会や中学校に出向き学校と連携したビブリオバトルの開催など説明がありました。

2日目の三重県いなべ市の介護予防事業の取り組みについて報告いたします。

いなべ市は、県の北端に位置し、名古屋市まで約50分の距離にあり、自動車関連企業が進出し、活力のあるまちで、平成15年12月に4町が合併し、人口は約4万5,000人、西には鈴鹿山脈をいただき、中央の員弁川を挟んで田園地帯が広がる緑豊かなまちでもあります。

いなべ市役所員弁庁舎で福祉部長寿福祉課の職員から、途切れのない介護予防システム、住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域づくりと題して、いなべ市の介護予防事業の取り組みと元気づくりシステムの概要の説明があり、住民が主体的に運営し、活動的で元気な高齢者に支援活動の担い手になってもらい、地域社会での活躍の場所、また機会をふやすことなどが長期的な介護予防につながっているとの説明でした。

この普及手法、元気づくりシステムにより、約5年間で市内60箇所に住民運営の健康増進活動が誕生し、身近な集いの場になっているとのことでした。

訪問型介護予防事業では、専門職による個別指導が行われ、専門の団体との連携により支援メニューが生まれ、きめ細やかな対応がなされていました。

今後は元気づくりシステムの全国普及に向けて、平成26年8月に開校した元気づくり大学でのシステム導入研修の構築を図り、いなべ市から全国に発信したいとの意欲的なお話でした。

今回2日間の行政調査を終え、図書館運営を通しての文化振興の意識向上や、また高齢者福祉のあり方、取り組みを今後の高鍋町の町政に生かし、文化福祉の充実を図ることで、さらに高鍋町が住みよい町、高鍋町に住み続けたいまちづくりにつながるようにさらなる努力をしていきたいと思えます。

以上で行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で常任委員会の行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、随時監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。まことに申しわけありませんが、報告の前に1箇所だけ訂正をお願いいたします。

お手元に配付してあります報告文ですね。これに高鍋町長小澤浩一、高鍋町議会議長永友良和っていうぐあいになってますが、様が抜けておりましたので、様を入れてください。まことに申しわけありませんでした。

それでは、報告をいたします。地方自治法第199条第5項及び高鍋町監査委員条例第6条の規定に基づき、随時に監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成27年5月27日付で町長、町議会議長に報告書を提出をいたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付をされております。その概要について、御報告を申し上げます。

まず第1に、監査対象及び重点事項としましたのは、平成26年12月25日付で改正をされました課設置条例が平成27年4月1日に施行され、従来の健康福祉課が福祉課、健康保険課に分割されたことに伴いまして、備品の供用がえ及び管理状況についてであります。

第2に、監査の期間でございますが、平成27年5月25日、1日間であります。

第3に、監査の方法でございますが、福祉課、健康保険課ともに職員立ち会いのもと、備品供用がえの手續が適正に行われているか精査するとともに、備品管理簿、備品整理票と現物の照合をしました。

第4に、監査の結果について申し上げます。福祉課、健康保険課ともに、高鍋町財務規則に基づいた備品供用がえの手續が適正に行われているとともに、規則に基づく分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理をされており、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

なお、今回、監査の対象となりました備品の現在高は別表のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。去年の4日ですね、6月の。――は、梅雨に入って大雨が降りまして、南町、それから川田あたりに水が出まして、その対策も順次やってるところでございますけど、ことしは春一番が吹かなかったということで、どこかで大きな災害が起こるとというのがNHKで出ておりました。そういうことを見まして、気を許すわけにはいかんなということで、今職員一同頑張っているところでございます。いろいろ住民からの意見等ございましたら、またお聞きになって行政に届けていただき、一緒になってそれを解消していきたいと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、平成27年3月1日から平成27年5月31日までの主な政務について御報告を申し上げます。

まず、RVパーク高鍋温泉めいりんの湯認証式についてでございますが、3月20日、めいりん公園において開催されました。本町の新たな誘客施設としてPR等に努めてまいりたいと考えております。

次に、第24回石井十次賞贈呈式及び第33回石井十次生誕150年記念式典についてでございますが、4月10日、高鍋町中央公民館で開催されました。今回は、児童福祉事業に多大なる御功績を残されております東京都の社会福祉法人、青少年福祉センター専務理事、長谷場夏雄氏が受賞されました。生誕記念式典では、献花や児童生徒による意見発表が行われ、本町が生んだ孤児の父をしのびました。

次に、役場本庁舎リニューアルオープンについてでございますが、約9カ月間の工事期間を経て完成し、4月20日、オープニングセレモニーを開催いたしました。本町のまちづくりや防災の拠点施設として今後重要な役割を果たすことができるものと考えております。

次に、石井秀隣の世界展についてでございますが、4月25日から5月24日の1カ月間にわたり高鍋町美術館で開催し、県内外から約1,000人の来場者がありました。本展を通じて郷土の誇りである先生の栄光をたたえるとともに、この地から第二の石井秀隣を輩出するきっかけとなればと考えております。

次に、近畿高鍋会についてでございますが、5月23日、大阪市において総会が開催され、約80人の参加がありました。今後も継続的な活動と新会員の勧誘をお願いし、本会が本町と近畿地区とのかけ橋となるよう期待をしているところでございます。

次に、高鍋町津波避難訓練についてでございますが、5月24日、舞鶴公園ほか16会場において実施し、29地区、約1,800人の参加がありました。実施地区数、参加者数ともに昨年を上回り、住民意識の向上を心強く感じたところでございます。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月18日までの14日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの14日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第32号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第32号専決第2号高鍋町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、この改正法が平成27年3月31日及び4月1日からの施行となり、税務事務に支障を来すため専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正の内容の主なものは、まず1点目は、法人住民税均等割の税率適用区分であります資本金等の額に係る改正でございます。

2点目は、個人住民税から控除する住宅ローン控除制度について、その適用期限を平成31年6月まで、1年6カ月間延長するものでございます。

3点目は、個人住民税に係るふるさと納税について、申告手続の簡素化のため確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に確定申告をせず、寄附金税額控除を受けられる特例を創設したものでございます。

4点目は、固定資産税の税負担軽減措置として管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置と、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の特例措置を導入したものでございます。

5点目は、現行の土地の固定資産税の負担調整措置を平成27年度から平成29年度まで延長するものでございます。

6点目は、平成27年度中に新規に取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の導入を行い、平成28年度分の軽自動車税に限り、それぞれを軽減するものであり、また、昨年6月議会において御承認いただきました原動機付自転車などの二輪車等に係る税率の適用を1年間延期し、平成28年4月1日からとするものでございます。

以上、本案につきまして承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） おはようございます。

それでは、議案第32号につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、別添資料の条例の新旧対照表の1ページから13ページを御参照いただきたいと思います。

まず、第31条関係につきまして、法人住民税均等割の税率区分の基準であります資本金等の額に無償増減資等の金額を加えたり、引いたり、加減算する措置を講ずるとともに、資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には、資本金に資本準備金を加えた額を均等割の税率区分の基準とするものでございます。

次に、対照表では3ページから4ページになりますが、第48条及び50条につきまし

ては、法人税法の改正に伴い、読みかえの措置を講ずるものでございます。

次に、第57条及び第59条につきましては、地方税法の号のずれに伴う措置を講ずるものでございます。

次に、対照表5ページになりますが、附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を平成31年6月30日まで延長するものでございます。これにより個人住民税において平成41年度までの各年度分の個人住民税所得割の額からこれを控除するものでございます。

次に、対照表6ページ、7ページになります。附則第9条及び9条の2の改正につきまして、都道府県市町村または特別区に対する寄附金、いわゆるふるさと納税の特例制度の創設でございます。確定申告が必要でない給与所得者等が個人住民税において寄附金控除を受けようとする場合は、居住地の市町村長に申告書を提出しなければなりませんでしたが、今回の特例制度により、寄附金を受領した都道府県市区町村長に対し申告特例通知書を求めることで、その申告書にかえることができるようになり、確定申告をせずに寄附金控除を受けられるようになるものでございます。また、個人住民税の税額控除の上限を、個人住民税所得割の2割に引き上げるものでございます。これらの改正は平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されるものでございます。

次に、対照表7ページ、附則第10条の2の改正につきましては、地方税法附則第15条の關係の固定資産税の課税標準の特例について規定するものであり、第5項は、津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち、協定避難用部分の課税標準の特例割合を2分の1を参酌して3分の1から3分の2の範囲内において条例で定めるとあることから、2分の1としたものであり、第6項も同様に協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産の課税標準の特例割合を2分の1を参酌して、3分の1から3分の2の範囲内において条例で定めるとあることから、2分の1としたものでございます。

第9項は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額の措置の割合を、3分の2を参酌して、2分の1から6分の5の範囲内において条例で定めるとあることから、3分の2としたものでございます。

次に、新旧対照表8ページから12ページになりますが、一連の改正内容でございます。

これは固定資産税の土地の負担調整の措置の現行の仕組みを平成27年度から平成29年度まで継続する内容でございます。

まず、11条の2、これは固定資産税の土地と家屋の評価額は3年に一度評価替えが行われます。平成27年度は評価替えの年であり、基準年度となります。土地の価格は基準年度の価格を3年間据え置くことが原則ですが、価格の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、基準年度以外の年度でも価格の修正を行っております。この特例の措置を平成28年度、平成29年度に限り延長するものでございます。

次に、第12条、第13条関係でございますが、土地にかかわる固定資産税は評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかになるように課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられております。地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、または据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることで負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されております。今回、住宅用地、商業用地、一般農地に対する負担調整の期間を3年間延長し、平成29年度まで適用する内容でございます。

第15条になります。これは特別土地保有税の課税の特例についてでございますが、本町におきましては、この特別土地保有税の該当がないということで、具体的には平成15年1月1日以降に取得された土地、または15年1月1日以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、当分の間、特別土地保有税を課さないということになっておりますので、高鍋町としては、まだ今条例がある限り延長措置をこの部分についても講ずるものでございます。

続きまして、対照表の12ページになります。附則第16条第1項、第2項、第3項の改正につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定、いわゆる新車で購入したということです。——を受けた一定の環境性能を有する軽四輪等につき平成28年度分の軽自動車税に限り軽自動車税率を軽減するものでございます。

まず、1項の対象となる軽自動車は電気軽自動車、天然ガス軽自動車で、表の中ほどの税率をおおむね75%軽減したものが右側の税率になるものです。数字的に言いますと3,900円が、右のほう75%ほど軽減されて1,000円になるという内容です。

まず3,900円は三輪車を、6,900円は乗用の営業用を、1万800円は乗用の自家用を、3,800円は貨物の営業用を、5,000円は貨物の自家用をあらわしており、2項目、3項目も同様の車種別の表記としております。

2項の対象となる軽自動車は、ガソリンを燃料とするもので、乗用の営業用または自家用なら、燃費基準を120%達成、貨物の営業用または自家用なら135%を達成しているものが対象で、表の中ほどの税率をおおむね50%を軽減したものが右側の税率になるものです。

3項の対象となる軽自動車は、ガソリンを燃料とするもので、乗用の営業用または自家用なら、平成32年度の燃費基準を達成しているもの、貨物の営業用または自家用なら、平成27年度の燃費基準を115%達成しているもので、表の中ほどの税率をおおむね25%軽減したものが右側の税率になるものです。

次に、対照表13ページ、14ページをごらんください。これは高鍋町税条例の一部を改正する条例の第2条部分につきまして、平成26年6月議会におきまして御承認をいただきました高鍋町税条例82条の改正部分のうち、原動機付自転車、50ccバイクです

ね。二輪車等にかかわる税率の改正を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 町長の説明によりますと3月31日に税法改正、4月1日施行であり専決せざるを得ないという説明でありましたけれども、課長の詳細説明もございましたけれども、多岐にわたるため、この場で聞いてもすぐ理解するというわけには、新旧対照表だけでは非常に私自身も難しいというふうに考えております。相応の資料が私は提示されるべきだと思うんですが、町長のほうで判断をしていただきたいと思います。

具体的に高鍋町に類する項目がいっぱいありますけれども、その中で皆さんも関心があるだろうと思うんですが、ふるさと納税に関しての手續の簡素化についてはどういうふうな流れになっていくのか、そこを詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） 相応の資料が提示されるべきだという御質問で、今回の税法改正の内容を明記した資料の提示をということにつきまして、御要望があれば後ほど御提示させていただきたいと思います。ただし、内容としましては、町長、あるいは私が今説明申し上げた内容に少しプラスされるような内容かとは思いますが。

続きまして、ふるさと納税に関しての手續の簡素化はどのようなのかという御質問で、まず主な対象者といたしまして、先ほどの説明の確認になりますけど、主な対象者といたしましては、年末調整で申告を必要としない給与所得の方、あるいは年金のみの受給者で確定申告が必要でなく、住民税の所得割が課税されている方というのが一応ふるさと納税の特例措置の対象にはなるんですが、まず、ふるさと納税に関しての手續の簡素化についてでございますが、一例として、確定申告が必要でない給与所得者等の方が高鍋町に御寄附をいただいた場合を例にとりますと、まず、その方が寄附金控除を受けようとする場合、申告特例申請書を高鍋町役場のほうに出していただくと、その申請書等のお取り寄せは御寄附があった時点でこちらから郵送させていただいたり、各自治体のホームページから取得していただくということになります。

その申請書を出していただいて、当然御寄附いただくのでお金も送っていただくんですけど、高鍋町としてはその時点で領収書を御寄附いただいた方に郵送して、手續はそれで終了になります。後は私たちの事務職員のほうから、高鍋町から翌年の1月11日以降に御寄附をいただいた方の居住地の住民税担当部局に申告特例通知書を送付し、向こうの役場の職員の方が平成28年度分の住民税から寄附金控除を適用するための処置をとられるという内容でございます。

具体的には、お金をいただいて申請書をいただければ、もうその時点で税務署あるいは町のほうに申告に来ていただかなくてもふるさと納税とふるさと納税にかかわる寄附金控除が受けられるというような内容でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど、詳細な説明資料をと御提案を申し上げたんですけども、なぜかっていうと、やはりこう多岐にわたってるんですよ。流れを簡単にわかりやすく示していただかないと、例えば先ほど私ずっと書いてましたけど、例えば軽自動車税の税率に関して、どのような部分をどうクリアすればいいのかということとはもっと明確にわかりやすいもの、基準点がこうなんだと、だから、これをこうクリアすればこういうふうな、だから例えば自動車会社に行けば、これがクリアしたものかどうかというのはすぐ一目瞭然で多分わかると思うんですけど、私たちがやっぱりある程度算定基準にしていくのは、どこをどうクリアすればいいのかというところが、ある程度数的に明確になっているものがまず一つ。

それから、例えば固定資産税の問題についても、28、29年度については延長するというので、価格の下落があった場合ということなんですけれども、価格の下落がどのように判断されるのかというところの基準点も含めてしっかりと提案していただかないと、どれぐらい下がれば価格を下落したというふうな判断をしていくのか、固定資産税については、やはり非常に町内から、町民の皆さんから、どうしてこんなに固定資産税が高いんだろうとか、見直しがあるのにどうして高いんだろうとか、今土地って価格物すごく低いよねっていう形で、取引価格なのか、それとも税務署で査定価格がかかってくるのかということも、ある程度詳しく価格のところも言っていたかかないと、税務署の価格を査定するときに、じゃ、どういうふうにするのか、近隣のそういう28、20——今まで3年で見直しでよかったんですけど、今度は毎年になるわけでしょ、28、29年度については毎年になるわけでしょ。だから見直しはしないの、見直しは。

だから、さっきの説明ではそういうふう聞こえるわけですよ。見直しをするんだというふう聞こえてしまったから、そうじゃないのに3年に一度ちゃんと見直しして基準を決めるわけでしょ。その基準に応じて、それが大きく下落した場合っていうのかな、それとも見直ししていくのか、そっちをどうなのかっていうことをちゃんとと言わないとわからない、これはね。

だから、3年に一度の見直しを毎年していくんだったら、もうこれ事務が物すごく煩雑になって大変だろうと思うんですよ。だからどこを基準にするのかっていうことをある程度しっかりとと言わないとなかなかわからないじゃないですか。だからその辺のところを、3年に一度の見直しはしっかりしていくと、しかし、それを基準に大幅な下落があったものについては税の改正っていうのもあり得るのかどうかっていうことも含めて、やっぱりそこが必要だと思うんですよ。

それと、多岐にわたると思われるかもしれませんが、これこの中で出てきてることだから質疑をしますが、津波なんかのときに災害のときの協定、例えばこれは新築の場合のみでしょ。新築の場合のみということだろうと思うんですよ。しかし、こういう特例じゃなくて条例のほうで、もう少しここをやっぱり災害に対応する高鍋町のものがあれば、ここにもう1個加わって、例えば災害のときに避難協定を結んだ住宅については、やはりある一定の恩恵があっても必要なんじゃないかという、思われている方もいらっしゃると思うんですよ。

だから、それが新築ってということにのみ特記してるのはなぜかというところをちゃんと説明していただかないと、やはり不平等というか、いろんなやっぱり災害のときに協定を結んであげたいと思っていても、古い住宅の人は、じゃ、協定を結びにくいと、そういうものになっていくんじゃないかなと思うんです。ますますおくれていくと思うんですよ。だから、そういうところが、やはりなぜ新築でないと認められないのかということも含めてしっかりと提案をしていただかないとなかなかわかりづらい。

だから、資料をいただきたいと言ったのは、後でもいいから、今聞いた段階である一定理解はできますけど、そこ辺のところはちゃんとわからないと、だから例えば固定資産税についても、しっかりといつ調査して、どうなるのかということと言わないと、年数はわかりましたけれど、こういう調整があるんだなということは、微調整があるんだなということはわかりましたけど、じゃ、どうなのかというところがちょっと理解しづらい、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永友 良和） 質疑の途中でありますけど、ここで暫時休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。副町長。

○副町長（川野 文明君） 只今の議案第32号専決処分の承認なんですが、詳細説明で、今税務課長が説明したとおりの内容なんですが、質問のほうは専決処分、3月31日に改正されまして4月1日なので、国の法律に基づいて基本的に高鍋町の税条例を改正しないと、その国の法律の適用ができないですよ、これが専決なんです。いとまがなかったって最初町長が提案いたしましたとおりの——という専決を行っております。

その内容については、今税務課長が詳しく詳細、町長も申しましたが、主な点、詳しく御説明をしたと申し上げます。

その内容がどうなのか、こうなのかということについては、今詳細に説明を申し上げまして、例えば、避難ビルの関係でありますと、27年4月1日以降にできた分は対象になりますよということですね、簡単に言えば。さっきも言いました。それ以上の詳細説明はできないんですよ。

それと、固定資産税の例えば特例措置というのは今までもあった分が、今までこれずっとあるんですよね。税法が改正になりましたので、それを27年度が、ことしが評価替えですから、3年に一度。さらに3年間適用していきますよという国の法律改正がありましたので、それに伴って高鍋町の条例を改正しないと適用ができませんのでという内容なんですよ、この専決の内容というのは。

内容は今税務課長が詳しく申し上げたと思うんですが、それ以上、内容のことになりますと、それこそ国の法律から、いろいろ内容の吟味というのは法律でもう決まっておりますので、基本的にはそれにあわせた形で条例を改正しなければならないということになるかと思えます。

先ほど、固定資産税のその負担の問題がちらっと出たんですが、これは専決とは全く関係のない質問だろうと思えますので（発言する者あり）いやいや（発言する者あり）と思えますので（発言する者あり）答えとしては、そういうことになります。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私は、固定資産税のところで質疑をした、質問じゃないんですよ。質疑をした一番大きな理由は、説明のときにこういうふうに言われたと私記憶してるんですが、価格の下落によるものというか、平成28年、29年度に限り延長というふうに、ちょっと説明されたと思うんですよ。だから、限りっていうところで、すごく私ひっかかってしまって、今までは3年に見直しで、私も順調に、私の頭の中ずっとあったんだけど、限り、延長ということは、見直しをするということなのかどうなのかというところがちょっとひっかかったんです、わかります。限りっていう字句、文言でひっかかったんです。

だから、今までの説明から言うと、3年ごとの見直しがあり、その特例がありますよということだけの説明だったんです、今までは。今までは。今までの税務課長の毎年専決でされる部分については。

専決だから、国の法律をちゃんと見らにゃいかんというふうに副町長は言われましたけれど、当然のことですよ。国で法律が変われば地方自治体の条例も変わっていくんだから。だから、国の法律が変わった時点で、これが高鍋町に対してどういう条例制定を求めてくるのかっていうことは、もう当然考えていく。向こうはもう変えろと言ってるわけだから。変えないと適用できないわけだから、高鍋町の条例を変えないと適用できないわけだ、国の法律が変わっても。だから変えたということでちゃんとしていったわけですよ。

ところが、でもそのときに、説明をされたときに、やはり、まあ資料の中で、あとちょっとこれにつけ加えるだけですっていうことやったけど、私は固定資産税の部分についてだけちょっと気になったのは、平成28、29年度に限りって言ったから、え、今度こういう特例ができたっけと思って、だから基本的に3年間の見直しは変わらないと私は思ってるものだから、いや、見直しするのかなというふうに思っちゃったんです。そこで説明

のときに。そういう文言で思ったんです。

だから今までは3年ごとの見直し、これを延長しますというぐらいのことやったからそんなに気にならなかった。年度までしっかりと言われたもんだから、28、29年度もって言われたから、3年ごとの見直しであれば、もうこれ平成27年度は見直しの時期やから、だから後は平成30年度にまた見直しっていうことで説明があれば何も疑問にも思わなかったし、28年、29年を言われたし、限りってという言葉をおっしゃったもんだから、説明があったもんだから、そここのところで私がね、え、限り、限りちゅうことは何かあるのかなと思ったりしたわけですよ。

だから今度、法律でそんなの改正があったっけと思って、頭の中でちょっと私のほうが混乱してしまったんですよ。

だから、多分、前と同じであれば前と同じでいいと思うんですよ。だけど、前と同じじゃないところだけ、私がだから資料がいただきたいと言った一番大きな理由は、やっぱり各分野にまたがってるでしょ。法人住民税とか、住民税のことに関するとか、固定資産税とか、車の税金の問題、これも環境問題に配慮したっていうことで、これも以前から私たちはこうなりますよということはもう説明も受けてましたので、大体こういう条例が出てくるだろうなということはある程度予測はしていましたので、でも、それも私たちがだから環境に配慮したらどうかと、うちは、例えば新車に関してだけと、乗用の営業とかいうのは、私たちはなかなかどういう車種があるのかということのはわからない、車会社の人やったらわかると思うんですが、わかりませんので、大体主にどういうものがあるのかなっていうのも、これからまた住民の人たちから聞かれたときに税金が安くなるっちゃから、税金が安くなったときはほぼ聞かれませんが、高くなったときとかは聞かれますので、その辺のところがあるから、ちょっと見直しちゅうことは、ひょっとしたら固定資産税が見直されて安く、28、29年度は安くなるのかなというふうにならちょっと私が錯覚した部分があるんです、言葉で。議長、それだけですよ。

だから私はもう、これ専決処分っていうのはどういうものか、正直な話、副町長には申しわけないんですが、もう議員歴も長いので、専決はどういうものかということもある程度わかってますし、大変申しわけないんですけど、説明をしていただく必要は私はございませんでしたけれど、少なくとも、だけど、だから私が申し上げたいのは、やはり専決でやるちゅうのは構わないですよ。構わないけど、これ仕方のないことだから。だけど、それについてもやっぱり新旧対照表だけではなかなか理解できにくい部分があるから、資料をいただきたいと言ったのが、まず1点。

そして、このふるさと納税については、ある程度みんな熟知しておかないと、これからふるさと納税でまたこちらのほうに入れていただくための手立てっていうの、提案っていうの、議員からもずっとしていかないといけませんので、そのためには、これは重要な部分ですので、じゃ、この部分はこうしていただければ、もうちゃんとできますよというところが、うるさい。池田議員、ちゃんとあるなら言ってくださいよ。自分で立って何も言

わななくせに。そんなごちゃごちゃごちゃごちゃ、町長と話をしないでください。私が話をしてるでしょう。私はちゃんと挙手して、議長から許可を得てやってるんですよ。そんなことを知ってるんだったらね、あなたはちゃんと環境問題にも知ってるでしょうが、部屋の中でたばこを吸ったりしないでくださいよ。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ちょっと済いません（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

.....

午前11時31分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○12番（中村 末子君） だから私が総括質疑をした一番大きな理由というのは、平成28、29年度に限りっておっしゃったから、わあ、特別に国はこんな法律あったっけって、私の中でちょっと、ね、あったもんだから、今までどおり3年ごとの見直しでいくのか、それとも、いや、28、29年度も見直すのか、そのこのところをはっきり示していただければ私は何ら問題ないんです。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） あくまでも評価替えについては3年に一度です。先ほどの限りという言葉についての御理解ということなのですが、内容としては今までのやり方と全く変わりません。説明上、先ほども申しましたが、担当課長が詳しく、よりわかりやすいように説明を申し上げてそういう言葉になりましたので、特に説明のほうが間違っているわけではないし、中村議員がおっしゃったことも、29年度までですね。27年度ですから、評価替えが。28、29年度になるんです（発言する者あり）それを28、29年度に限りという言葉ですね、これ間違いじゃないんです。言葉上間違いではありませんので別に訂正する必要もございませんが、詳しくちょっと言葉を選んで説明したことでこうなりましたので、考え方としては現行までと一緒ということで御理解願います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町税条例等の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

まず私が注視したのは、ふるさと納税の簡素化というところが一番大切だと思います。今までふるさと納税については、なかなか仕組みづくりが難しく、皆さんに協力をしていただくときも、あっちに書類を出したり、こっちに書類を出したりということで、なかなか

か皆さん手続が面倒くさいということもございました。しかし、今回ふるさと納税の簡素化によって、大きく高鍋町にもふるさと納税の恩恵が受けられるように期待をして賛成といたしたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町税条例等の一部改正については承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議案第33号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第33号（専決第3号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成27年3月31日に公布されました地方税法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、この改正令が平成27年4月1日からの施行となり、税務事務に支障を来すため専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正の内容といたしましては、基礎課税額等に係る課税限度額及び減額対象となる所得基準の改正でございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） それでは、議案第33号について詳細説明を申し上げます。

別添資料の新旧対照表15ページから17ページも御参照いただきたいと思います。

まず、第2条の関係でございますが、基礎課税額にかかわる課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を14万円から16万円に改めるものでございます。

次に、第23条の関係の改正でございますが、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準につきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額を24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を45万円から47万

円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 国保の協議会で審議したことでもあるんですけども、税率については課税所得が減額されたことによって国保税負担は少なくなるような説明だったんですが、具体的にはどうなっていくのかお伺いしたいと思います。

また、介護、後期高齢者医療分の負担増を考えると税が重くなる所得層はどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一郎君） 只今の御質問の内容なんですが、今回の専決の中で課税限度額の引き上げと所得の関係、あるいは減額の対象となる所得の基準の改正と所得の関係については数値等は出しておるんですが、今御質問の内容を考えますと、今回の課税限度額、あるいは減額の対象となる軽減判定の見直しの内容から考え得ると御質問に沿った明確な回答が導き出せませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 人数についてはどうですか。ちょっと人数については、最初質疑しましたので、議長。1問目にしてくださいね。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一郎君） まず、今回の条例法改正に伴います対象世帯ということと判断いたします。まず国民健康保険税の課税限度額に関しまして、基礎課税分、いわゆる医療分について、改正前の規定による算定では61世帯に対しまして改正後の規定による算定では59世帯となり、2世帯の減というふうになります。

また、後期高齢者支援金等の課税額につきましては、改正前の規定による算定では133世帯に対し、改正後の規定による算定では118世帯の15世帯の減というふうになります。

また、介護納付金課税額につきましては、改正前の算定では23世帯に対しまして、改正後の算定では14世帯となり、9世帯の減というふうになります。

それから、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準、軽減措置になるんですけど、それに関しましては2割軽減となる世帯が改正前の算定では419世帯に対しまして、改正後の算定では444世帯の25世帯の増、それから5割軽減となる世帯数では改正前の算定では551世帯、そして改正後の算定では578世帯であります。27世帯の増というふうになります。

なお、今回の数値は5月26日現在の申告資料に基づいて算定させていただいたもので

すので、今後資格の異動等の変動が生じることもございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは4月1日からということで算定基準になるところなんです。これから申告をしてない世帯が7月ぐらいから始まりますよね。だから、そのことを今まで想定されていたかどうかはわかりませんが、それについてはどれぐらいが想定されていますか、わかります。人数がわからなければ結構ですが、後でも結構ですが、もし人数がわかれば、やはり2割、5割の軽減のところですよ。ここはやはり高鍋町の所得層がもうずんと所得そのものが、年金ももちろん落ちてきてますので、かなり大変じゃないかなと、負担が大変じゃないかなとちょっと思ってるものですから、その辺のところはどうなのかなということがちょっと心配になりましたので、でも今400万円までですかね、申告をしなくていいということになってると思うんですよ。だから年金なら年金で、それでももうずっと、その所得でいってしまうということもありますので、できれば7月ぐらい、申告していない総数っていうのがある程度わかれば教えていただきたいというふうに思うんですが。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） 未申告者の数につきましては、現在把握しておりません。ただ、7月の本算定に向けて未申告者を呼び出して所得を確定していただいて、所得が確定しないと軽減措置も講じられませんので、そのように御理解願えればと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは専決とはちょっと関係がないから答弁がなくても結構ですけれども、国民健康保険税の条例を改正するということは、本算定に向けて動き出すということですよ。そうやって考えたときに私がちょっとだけお聞きしておきたいのは、繰越金が一体どれぐらいになってるのか、平成26年度の繰越金が一体どれぐらいになっているのか、そして基金残高がどれぐらいになっているのかということがわかれば、ちょっとここで答弁いただければと思うんですが。関係ないから答弁……。

○議長（永友 良和） 健康保険課長（発言する者あり）答弁されますか。（発言する者あり）されますか。（発言する者あり）じゃ、答弁お願いいたします。健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 繰越金の額でございますが、現在のところ2億8,053万5,000円となっております。

続きまして、基金残高でございますが、現在のところ4億452万8,000円でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど参考にお聞きしたところ、非常に基金も残高があると、だからこれは条例、国で決まった法律だから条例では変えられませんということでありますけれども、できれば算定時に、これから本算定に入る前にこれを反対して、しっかりと国民健康保険税の算出を決めていただきたいという思いがあって反対討論をしたいと思います。

なぜ反対かという一番大きな理由は、国は国民健康保険税を県へ統一し、そのうちT P Pの関係で国民皆保険をなくそうと考えているようであります。その中でいろんなさまざまな負担を住民に強いてくる、その状況がここで示されているのではないかと私は思います。それによって私たち住民の負担がどんどんとふえていく、そのことがどこかで歯どめをかけなければならないと思って反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については承認することに決定いたしました。

---

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

○議長（永友 良和） 日程第6、報告第1号平成26年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから、日程第9、報告第4号平成26年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成27年度会計予算についてまで、以上4報告を一括報告といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 報告第1号平成26年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから、報告第4号平成26年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成27年度会計予算についてまでを一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第1号平成26年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、庁舎大規模改修事業ほか14件の事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

これらの事業につきましては、先般の議会においてそれぞれ繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので御報告するものでございます。

次に、議案第2号平成26年度高鍋町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算についてでございます（発言する者あり）失礼しました。もう一遍やり直します。次に、報告第2号平成26年度高鍋町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、介護保険システム改修事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

これにつきましては、3月議会において繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので御報告をするものでございます。

次に、報告第3号平成26年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成27年度会計予算について及び報告第4号平成26年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成27年度会計予算についてでございますが、これらにつきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定により、普通地方公共団体の長は資本金の2分の1以上を出資する株式会社について、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、次の議会に提出することとされていることからこのたび御報告を申し上げます。

以上4件につきまして御報告を申し上げます。

---

#### **日程第10、議案第34号**

○議長（永友 良和） 日程第10、議案第34号高鍋町庁舎別館建設事業建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第34号高鍋町庁舎別館建設事業建築主体工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町庁舎別館建設事業建築主体工事、工事場所は高鍋町大字上江8437番地、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億5,552万円、契

約の相手方は、住所、高鍋町大字持田1582番地、名称、株式会社岩切建設、代表者、代表取締役社長、岩切洋でございます。

なお、この工事につきましては、平成27年5月27日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設、株式会社岩切建設、有限会社松浦工務店の4社でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第34号高鍋町庁舎別館建設事業建築主体工事請負契約について質疑を行います。

質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 入札に際して最低制限価格と上限額、どうだったのかということをお伺いしたいと思います。また、人件費などにきちんと確保された内容となっているのか、働く人の権利保障についての確認は指名願のときに既に行っておられるのかどうか確認をさせてください。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 最低制限価格につきましては80%で設定をしております。

上限額っていうのは、多分おっしゃってる意味は予定価格のことでしょうか。上限額につきましては、もう設計額イコール100%ということでございます。

あと、人件費等の関係でございますけども、これにつきましては、これ以前から何か似たような御質問があったかと思っておりますけども、人件費等に関しましては、公共工事の、これ国土交通省が出しておりますが、公共建築工事積算基準ということがもう設定されておりました、これにより算出しております。それから申し上げれば、積算段階で確実に人件費は盛り込まれているというふうに思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号高鍋町庁舎別館建設事業建築主体工事請負契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 1. 議案第 3 5 号

日程第 1 2. 議案第 3 6 号

日程第 1 3. 議案第 3 7 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 1 1、議案第 3 5 号高鍋町介護保険条例の一部改正についてから、日程第 1 3、議案第 3 7 号平成 2 7 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 3 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第 3 5 号高鍋町介護保険条例の一部改正についてから、議案第 3 7 号平成 2 7 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 3 5 号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第 1 号保険料軽減強化に関する改正が行われ、それに基づき介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、保険料の軽減賦課に係る保険料率を定める条項を追加するものでございます。

次に、議案第 3 6 号平成 2 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 7, 6 7 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 9 億 4, 3 7 5 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の主なものは、消費者行政推進交付金事業、社会保障・税番号制度に係るシステム改修事業、介護保険事業特別会計繰出金、多面的機能支払交付金事業、長寿社会づくりソフト事業費交付金事業、急傾斜地崩壊対策事業、コミュニティー助成事業、中央公民館空調設備改修事業等でございます。

財源といたしましては、国・県支出金、寄附金、諸収入及び町債等でございます。あわせて地方債につきまして、中央公民館整備事業の追加及び急傾斜地崩壊対策事業の変更を行うものでございます。

次に、議案第 3 7 号平成 2 7 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行及び議案第 3 5 号の高鍋町介護保険条例の一部改正に伴うものでございます。

補正の内容といたしましては、低所得者の第 1 号保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。歳入歳出予算総額に変更はなく、歳入の一般会計繰入金を増額し、介護保険料を減額調整するものでございます。

以上、3 件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

---

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

なお、この後、陳情書が上がっておりますので、12時5分より議員協議会を開催いたします。第3会議室にて行います。

午後0時00分散会

---